

柔道整復師施術所休止・廃止・再開届

概要説明	柔道整復師法第 19 条第 2 項に基づき、柔道整復師施術所を休止、廃止、若しくは再開する場合に行う届出書です。
提出書類	<p>1 柔道整復師施術所休止廃止再開届（様式第 3 号） 以下、再開の場合</p> <p>2 施術者の資格免許証の写し（原本確認）</p> <p>3 施術者の顔写真付きの身分証明書の写し（本人確認）</p> <p>それぞれ 2 部（押印は不要です） （保健所の受付印を押印した物を 1 部お返しします）</p>
受付期間	発生日～発生效后 10 日以内
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	<p>下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 （〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号） TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376</p>
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休止の期間は最大 1 年までです。 ・ 再開時は施術者の資格免許証の原本確認を実施しますので、届出時に全員分お持ちください。 ・ 再開時は施術者の本人確認を実施しますので、届出時に顔写真付きの身分証明書をお持ちの上、全員ご来庁ください。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養費の受領委任については、中国四国厚生局山口事務所(083-902-3171)へご相談ください。